

2024年5月21日

各位

会社名 東京センチュリー株式会社
代表者名 代表取締役社長 馬場 高一
(コード番号 8439 東証プライム市場)
問合せ先 広報 IR 部長 河井 健吾
(TEL 03-5209-6710)

役員報酬制度の改定および業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度を改定するとともに、新たに業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT-RS (=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本株式報酬制度」といいます。)を導入することを決議いたしました。なお、本株式報酬制度に関する議案は、2024年6月24日開催の第55回定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 役員報酬制度の改定について

当社は、「中期経営計画2027」(以下、中計)において「ポートフォリオ」「人材・組織」「グリーン」「デジタル」の4つの変革(TCX:TC Transformation)を通じた持続的な成長を図ることに加えて、「稼ぐ力の強化」と「ESGの推進」の両軸による企業価値向上を掲げております。今般、中計とその先を見据えたさらなる成長に向け、企業価値の向上と報酬の連動を強化する役員報酬制度の改定を行いました。

(1) 改定後の役員報酬制度の概要

当社の業務執行を担う役員の報酬は、固定報酬である基本報酬と変動報酬である短期業績連動報酬の賞与および中長期業績連動報酬の株式報酬から構成されます。今回の改定では、評価指標に中計の目標である、「親会社株主に帰属する当期純利益」、「連結ROA・連結ROE」、「TCXの取組み<ESGの推進・価値創造プロセス>」を採用し、中長期的な事業の発展やTCXへの貢献と連動する枠組みといたします。加えて、株主の皆さまと同じ目線に立ち、役員の株主価値向上意識を一層喚起するために「当社株式成長率」を採用いたします。

(2) 非財務指標について

株式報酬の評価指標として追加する「TCXの取組み<ESGの推進・価値創造プロセス>」は、非財務項目を含む内容といたします。具体的には、気候変動問題に対応した「グリーンTransformation(GX)」、従業員エンゲージメントを含む人的資本の強化を指向した「人材・組織Transformation(HRX)」などになります。優秀な人材を引き付け、企業価値向上を牽引する人材を確保・育成する取り組みを一層促進いたします。

<改定後役員報酬制度の評価指標>

区分	評価指標	
賞与 短期 業績連動	財務	親会社株主に帰属する当期純利益
株式 中長期 業績連動	財務	連結ROA・連結ROE
	非財務	TCXの取組み <ESGの推進・価値創造プロセス>
	市場評価	当社株式成長率

2. 本株式報酬制度の導入について

(1) 導入の背景および目的

当社取締役会は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）および執行役員（以下、取締役と執行役員をあわせて「取締役等」といいます。）の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本株主総会において役員報酬に関する株主の皆さまのご承認をいただくことを条件に本株式報酬制度を導入することを決議し、本株式報酬制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

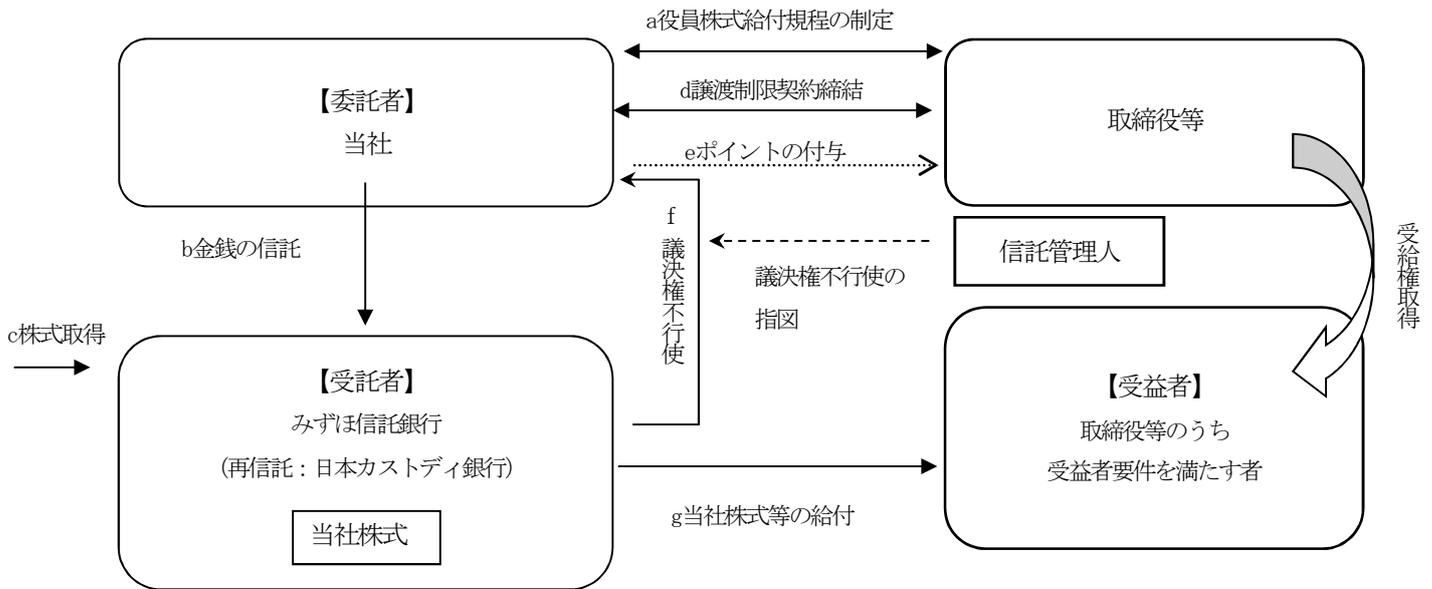
なお、2021年6月28日開催の第52回定時株主総会において、当社の取締役に株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額4億円以内、新株予約権の数の上限を年1,800個とする旨および当該新株予約権の具体的な内容をご承認いただき今日に至っておりますが、本株主総会での本議案の承認可決を条件として、2024年度における新株予約権の割当を最後として、上記取締役のストックオプション報酬枠を廃止し、それ以後、取締役に対する新たな新株予約権の割当は行わないことといたします。ただし、既に取締役に付与した新株予約権は今後も存続します。

(2) 本株式報酬制度の概要

① 本株式報酬制度の概要

本株式報酬制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本株式報酬制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式および当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とし、取締役等が当社株式を時価で換算した金額相当の金銭の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任後当社が定める所定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記(3)のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

<本株式報酬制度の仕組み>



- a 当社は、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- b 当社は、a の本株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- c 本信託は、b で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- d 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限される旨、および一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- e 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等にポイントを付与します。
- f 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- g 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

②本株式報酬制度の対象者

取締役（社外取締役および監査役は、本株式報酬制度の対象外とします。）および執行役員

③信託期間

2024年8月（予定）から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本株式報酬制度が継続する限り本信託は継続します。本株式報酬制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了します。）

④信託金額

本株主総会で、本株式報酬制度の導入をご承認いただくことを条件として、当社は、2025年3月末日で終了する事業年度から2027年3月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間および当初対象期間の経過後に開始する3事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）およびその後の各対象期間を対象として本株式報酬制度を導入し、取締役等への当社株式等の給付を行うため、本信託に

よる当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（2024年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として見込まれる相当額の金銭を拠出し、本信託を設定します。本株式報酬制度に基づき取締役等に対して付与するポイントの上限数は、下記⑥のとおり、1事業年度当たり616,900ポイントであるため、本信託設定時には、直前の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を考慮して、1,850,700株を上限として取得するために必要と合理的に見込まれる資金を本信託に拠出いたします。なお、ご参考として、2024年5月20日の終値1,534円を適用した場合、上記の必要資金は、約2,839百万円となります。

また、当初対象期間経過後も、本株式報酬制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間ごとに、本株式報酬制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当社株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）および金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以降の対象期間における本株式報酬制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（注）当社が実際に本信託に拠出する金銭は、上記の株式取得資金のほか、信託報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。

⑤本信託による当社株式の取得方法および取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記④により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記⑥のとおり、1事業年度当たり616,900ポイントであるため、各対象期間について本信託が取得する当社株式数の上限は1,850,700株となります。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

⑥取締役等に給付される当社株式等の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、616,900ポイント（うち取締役分として281,300ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記⑦の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆さまによる承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限および付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数6,169個の発行済株式総数に係る議決権数4,894,913個（2024年3月31日現在）に対する割合は約0.13%です。

下記⑦の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記⑦の受益権確定時まで当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

⑦当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記⑥に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、原則として退任後当社が定める所定の時期に当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却す

る場合があります。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記(3)のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任後当社が定める所定の時期までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、株主総会等において解任の決議をされた場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合または在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利の全部または一部を取得できないこととします。

⑧議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

⑨配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

⑩信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記⑨により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

(3) 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

a 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等のいずれの地位からも退任後当社が定める所定の日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

b 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記cの譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式の全部または一部を無償で取得すること

c 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における取締役等のいずれの地位からも正当な理由により退任または死亡により退任した場合、当該退任後当社が定める所定の日において譲渡制限を解除すること

d 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分を

することができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示および通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

【本信託の概要】

名称	株式給付信託 (BBT-RS)
委託者	当社
受託者	みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
受益者	取締役等のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
本信託契約の締結日	2024年8月 (予定)
金銭を信託する日	2024年8月 (予定)
信託の期間	2024年8月 (予定) から信託が終了するまで (特定の終了期日は定めず、本株式報酬制度が継続する限り信託は継続します。)

以上